



# 宮 崎 県 公 報

平成22年7月6日（火曜日） 号外 第71号

発行・印刷 **宮 崎 県**  
宮崎市橋通東 2丁目10番 1号

発行定日 毎週月・木曜日  
購読料（送料共） 1年 36,000円

## 目 次

頁

### 告 示

○家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更 ----- (畜産課) 1

## 告 示

### 宮崎県告示第 438号の2

家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更（平成22年宮崎県告示第437号の3）を次のとおり変更する。

平成22年7月6日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### 1 搬出を制限する区域

##### (1) 搬出を制限する家畜の種類

牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし（生体に限る。）

##### (2) 搬出を制限する物品

病原体をひろげるおそれのある物品

##### (3) 搬出を制限する区域

平成22年宮崎県告示第 437号の3の1の(3)に掲げる区域から、以下の区域を除いた区域とする。

ア 西都市大字八重の一部（元村及び長藪）及び大字中尾の一部（戸崎、樅木及び山崎）

イ 西米良村大字横野の一部（内之畑）

#### 2 移動を制限する区域

##### (1) 移動を制限する家畜の種類

牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし

##### (2) 移動を制限する物品

病原体をひろげるおそれのある物品

##### (3) 移動を制限する区域

平成22年宮崎県告示第 437号の3の2の(3)に掲げる区域から、以下の区域を除いた区域とする。

ア 綾町大字入野の一部（久木野々）

イ 国富町大字八代南俣の一部（堀内、馬登、多羅原、粉木、南川内、大浦及び野間ヶ谷）、大字深年の一部（荒蒔、鹿森滝、八重尾、中山、高野、愛染川、山角、梶原、滝下、塔ヶ瀬、法華嶽、狩野、染平、八町坂及び島廻）及び大字須志田の一部（大丸、ウトノ平、ウトノ上、明神堀、堀内、豆漬、麻地ノ上、麻地、中尾、鍋ヶ谷及びミカヘリ）

ウ 西都市大字三宅の一部（笹々礼及び境野）、大字穂北の一部（山浦）、大字南方の一部（椎原、鳥ノ巣及び大スダ）、大字三納の一部（九月田、白山廻、檜木廻、上寺廻、赤目、赤目川原、後町、盛、長谷場、長谷場原、野久尾原、法蓮寺、弓場元、下鶴之寺、北町、北町外川原、赤目外川原、上川原、才脇、羽付原、鎌廻、買地廻、野間口、八反ヶ丸、岩下

、下摩戸、上の、堀切、青山、田中、古野、古野下川原、向井町村、向井下町、九流水中川原、下九流水、上吉田、粟野下、吉田、上向井町、下木屋ノ内、野嶽、上木屋ノ内、上鶴ノ寺、杉ノ元、平城、麓、山神川原、浦田、上浦田、長園原、内之野、釘野、坊屋舗、下城下、下屋舗、獅子堀、井上、師匠田、丸山、草牟田、万立、上原、払谷、川久保、尾田所、青木、長谷田、山本、一位廻、柳之丸、内之丸、口ヶ廻、東廻、西廻、山下田、新原、上宮田、下宮田、下岩坂下、原田上村、雁亀、向井町中川原、九流水下川原、九流水上川原、岩戸川原、瀧下、物見、物見中川原、大瀧下、中浦田、清水兼、上浦田、小谷、釘野原、城堀、宮之下、宮の後、久保田、九流水西ヶ廻、九流水岩下、上九流水、九流水原、山之丞、吉田前、山神下、下川原免、上川原免、上城下、大山、吹山、後田、深野及び桜町）、大字平郡の一部（八反ヶ丸、戸ノ丸、振廻、大坪、中間廻、角力、尾寄、瀬戸田、小堤、浦松廻、宮田廻、年賦廻、広見廻、飯廻、城内、小原、中之原、城ヶ崎、向原、後廻、通山、年賦廻、大廻及び釘坪廻）、大字加勢の一部（野間口、オヶ迫、柳戸迫、小迫、内ノ丸、七曲、土器田、山之口、下ノ原、大番田、中子田、横山、原園、妙奥迫、前ヶ迫、南園、宮園、宮ノ下、丸田、野下、下溝添、上溝添、父ヶ迫、迫之口、市位迫、松ヶ迫、師匠田、石尾河内、八舛蒔、谷口、嶋畑、石坂、小丸、大丸、東ヶ迫、柳井迫、堀町、菖蒲迫、苔迫、原田越、菅ノ丸、天役田、篠ノ畑、井手下及び八反ヶ丸）、大字上三財の一部（真米、丸岡下、大角田、土平、田野、長迫、雷野、百井、安部、栈敷野、圃、横井手、畑下、石田鶴、福王寺前田、元山川原、屋敷内、大谷、古ノ原、元山、鶴畑、沖ノ田、水喰、上ノ原、河平、牧堀、大高野、徳財、柳ヶ迫、上ノ丸、松ヶ迫、永保、山神迫、後迫、下高野、上高野、歩坂、谷川上、一堂前、高野前及び仮屋堀）及び大字寒川の一部（楠八重、立花及び蛇籠）